

平成28年第3回せたな町議会臨時会

平成28年5月20日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 承認第1号 専決処分の承認について（せたな町税条例等の一部を改正する条例について）
- 6 議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第2号 工事請負契約の締結について（大成総合支所長寿命化改修工事）
- 8 議案第3号 工事請負契約の締結について（瀬棚総合支所長寿命化改修工事）
- 9 議案第4号 建設工事委託に関する協定締結について（北檜山下水処理場建設工事委託業務）
- 10 議案第5号 物品購入契約の締結について（AED）
- 11 議案第6号 物品購入契約の締結について（水道メーター器）

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（1名）

- 6番 榊田道廣君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 原進君

財 政 課 長	佐々木	正 則	君
税 務 課 長	樋口	靖	君
町民児童課長	吉崎	照人	君
保健福祉課長	福士	裕 継	君
農 務 課 長	佐藤	英 美	君
水産林務課長	松村	悟	君
会計管理者	関	功 悦	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
税務課長補佐	佐々木	正 人	君
建設水道課長補佐	松本	健 裕	君

《大成総合支所》

総 合 支 所 長	佐野	英 也	君
-----------	----	-----	---

《瀬棚総合支所》

総 合 支 所 長	中村	良 則	君
-----------	----	-----	---

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横川	洋 二	君
事 務 局 次 長	丹羽	小百合	君
事 務 局 書 記	原田	翔 太	君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。

6 番梶田道廣議員から欠席の届けがありました。

ただ今の出席議員 11 名で定足数に達していますので、平成 28 年第 3 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 9 番、平澤 等議員、10 番、大野一男議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 4 月 17 日から 18 日にかけての強風、波浪による被害状況について報告いたします。

詳細はお手元の資料になりますが、4 月 17 日から 18 日にかけて発達した低気圧の影響に

より、最大風速21.4mの強風を記録し、記載のとおり被害が発生したものであります。まず、⑤土木被害では瀬棚区三本杉地区で小規模な地すべりが発生し、⑥水産被害では大成区において漁船の破損、共同利用施設での流木等漂着やアンカーボルト破損、更に小型定置網破損、流出など合計で670万円、13その他では、プレジャーボート1隻の破損で50万円の被害となっており、被害総額が720万円となったものでございます。

以上で被害状況の報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本件につきましては、せたな町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたところでございますが、その提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成28年3月31日に公布されたことに伴いまして、せたな町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては担当課長に説明いたさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） せたな町税条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。議案書の3ページから40ページまででございますが、41ページから43ページのせたな税条例等の一部改正の概要により、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の条例改正につきましては、三つの税条例が関連するため一部改正条例を条建てにより三つの条例を改正するものでございます。第1条の改正は、平成28年度地方税法改正によるもので、第2条及び第3条の改正は平成28年度地方税法改正に伴う関連条項の整合性を図るためのものでございます。

主な改正について、最初に1町民税関係でございますが、法人住民税の交付税原資化に伴う法人住民税法人税割の改正についてでございます。消費税率が10%段階において地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するために法人住民税、法人税割の税率を引き下げる内容でございます。現行の法人税割は12.1%ですが、これを8.4%に改正するものでございます。なお、法人住民税の税率引下げ相当分については、地方法人税の税率を引き上げ、その税収を地方交付税に原資化するもので、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から

適用されるものでございます。

続きまして2の固定資産税関係でございます。41ページの中段から42ページになります。特例措置をして、わがまち特例を再生可能エネルギー発電設備と津波対策の用に供する償却資産に係る特例措置として導入した上、適用期限を延長するもので平成28年4月1日から適用されるものでございます。

次に3の軽自動車関係でございます。1で自動車取得税の廃止に係る環境性能割の創設についてでございます。消費税率10%段階において自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税に環境性能割を創設するものでございます。軽自動車税環境性能割の税率については、当分の間2%を上限とされて、新車、中古車いずれも対象となるものであります。なお、軽自動車税の環境性能割の徴収等につきましては、当分の間、道が行うものでございます。また従来の軽自動車税につきましては、種別割という名称に変更するものでございます。2で軽自動車税のグリーン化特例の延長についてですが、現行の特例措置の適用期間が1年延長されることとなったため、引き続き平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規に取得した新車の軽四輪車等についても、取得の翌年度となる平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り一定の排出ガス性能、燃費性能に応じて表のとおり税率が軽減されるものでございます。いずれも平成29年4月1日から適用となります。

続いて43ページの4その他でございます。スイッチOTC医薬品に係る医療費控除の特例の創設でございますが、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、自己や配偶者等に係る一定のスイッチOTC薬を購入し、年間1万2,000円を超えて支払った場合においては、その購入費用のうち1万2,000円を超える額を所得控除するものですが、この控除を受けようとする場合には、医療費控除の適用を受けることができず、また反対に補助費控除の適用を受ける場合には、この特例を受けることができないこととなるものでございます。平成30年度から34年度までの個人町民税に適用されます。

簡単ですが以上で、せたな町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終らせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りします。

承認第1号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、課税限度額及び軽減措置の基準額等を見直すため本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） それでは議案書46ページから48ページでございますが、49ページのせたな町国民健康保険税条例の一部改正の概要により説明をさせていただきます。初めに条例改正の趣旨について簡単にご説明申し上げます。国民健康保険法施行令の一部改正が平成28年1月29日に公布され、また地方税法等の一部改正が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることとなったことを受け、国に準じて公平性を図るため見直しをするものでございます。最初に課税限度額の見直しについてでございます。第2条の課税額になります。基礎課税額について現行の52万円を54万円に改め、後期高齢者支援金等課税額について現行の17万円を19万円に改めるものでございます。

次に2の軽減措置の見直しについてでございます。第23条の国民健康保険税の減額になります。5割軽減の対象となる世帯について現行の26万円を26万5,000円に改め、2割軽減の対象となる世帯について現行の47万円を48万円に改めるものでございます。

次に3のその他で第26条の国民健康保険税の減免についてでございます。税の減免を受けようとする方の利便性を図る観点から申請期限について納期前7日を納期限日に改めるものでございます。附則として第1条の施行規則は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものとし、第2条の適用区分は改正後のこの条例の規定を平成28年度以後の年度分の国民健康保険税に適用することとし、27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしたものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は、工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長に説明いたさせますので、ご審議賜われますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長(原進君) 議案書の51ページでございます。議案第2号で議決をお願いいたします。工事請負契約につきましては、大成総合支所庁舎長寿命化に伴う改修工事でございます。

内容につきましては、屋上の防水改修工事といたしましてアスファルト防水改修、手すり等の改修、正面玄関の庇改修工事といたしまして外部パネル改修、トップライトの撤去、外壁工事といたしまして、タイル劣化部の補修、窓周りのコーキングの打ち替え等でございます。工場の名称でございます。大成総合支所長寿命化改修工事、契約の金額8,445万6,000円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区徳島143番地、株式会社内田建設、代表取締役内田尊之。参考といたしまして工期につきましては、契約締結の日の翌日から平成28年12月15日までとなっております。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、次のページになります議案書52ページの議案第2号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第 8 議案第 3 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 8、議案第 3 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、工事請負契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせますので、ご審議賜われますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案書の 5 3 ページでございます。議案第 3 号で議決をお願いいたします工事請負契約につきましては、瀬棚総合支所庁舎長寿命化に伴う改修工事でございます。内容につきましては、耐震改修工事として地下部 1 面、1 階部 5 面、2 階部 2 面について耐震壁設置をいたします。また外壁改修工事といたしましてタイル壁等の劣化箇所の補修をいたします。工事の名称でございます。瀬棚総合支所長寿命化改修工事、契約の金額 8, 7 2 1 万円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区豊岡 1 6 7 番地 1、井上建設株式会社、代表取締役井上義章。参考といたしまして、工期につきましては契約締結の日の翌日から平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日までとなっております。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、次のページであります議案書 5 4 ページの議案第 3 号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(菅原義幸君) 日程第9、議案第4号 建設工事委託に関する協定締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は建設工事委託に関する協定締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に準じて、予定価格が5,000万円を超えるため契約締結上必要な議会議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせますので、ご審議たまりますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

松本建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐(松本健裕君) 議案書55ページになります。議案第4号で議決をお願いいたします協定締結につきましては平成25年度に策定した長寿命化計画に基づき、北檜山下水処理場施設老朽化に伴う改築更新工事であります。

内容といたしましては、北檜山下水処理場の電気設備で監視制御設備一式の改築更新であります。業務の種類は北檜山下水処理場工事委託業務、契約の金額1億900万円、契約の相手方は東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団、理事長谷戸善彦。参考といたしまして履行期間につきましては、契約締結の日の翌日から平成29年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第5号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、物品購入契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 議案書の57ページでございます。議案第5号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては、AED自動体外式除細動器でございます。本年度までに本体の耐用年数が期限切れとなります各町有施設に設置されている25台について更新するものであります。物品の種類でございます。AED、契約の金額669万6,000円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山21番地、有限会社北川薬局、代表取締役北川泰弘。参考といたしまして納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成28年7月27日まででございます。なお指名業者及び入札結果一覧につきましては、次のページにあります議案書58ページ、議案第5号関係資料のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(菅原義幸君) 日程第11、議案第6号 物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案は物品購入契約の締結についてでございますが、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円を超えるため契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

松本建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐(松本健裕君) 議案書59ページになります。議案第6号で議決をお願いいたします物品購入契約につきましては、水道メーター器でございます。水道メーター器の有効期間は計量法で8年と定められていることから、町内で対象となる口径13ミリから50ミリを466個を購入するものであります。物品の種類は水道メーター器、契約の金額1,130万7,600円、契約の相手方は、久遠郡せたな町北檜山区北檜山261番地、株式会社丸さ佐々木金物店、代表取締役佐々木英人。参考といたしまして納入の期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成28年7月29日までとなっております。なお指名業者及び入札結果につきましては、次の60ページとなっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) これで本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で平成28年第3回せたな町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後1時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年6月8日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 平 澤 等

署名議員 大 野 一 男